

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 一

ページ

規 則

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

様式第四十二号中

特定 税率 税率	(一) + (二) + (三) + (四) + (五)	確定 税率 税率	(六) + (七) + (八)
特定 税率 税率	(一) + (二) + (三) + (四) + (五)	確定 税率 税率	(六) + (七) + (八)

を

県 民 税	(一) + (二) + (三) + (四) + (五)	森林環境税	(六) + (七) + (八)	県 民 税	(六) + (七) + (八)	森林環境税	(六) + (七) + (八)
特定 税率 税率	(一) + (二) + (三) + (四) + (五)	特定 税率 税率	(一) + (二) + (三) + (四) + (五)	確 定 税率 税率	(六) + (七) + (八)	確 定 税率 税率	(六) + (七) + (八)

に定める。

様式第七十二号の四中「③写真付き住民基本台帳カード」や「③個人番号カード」に

M・T
S・H

年

月

日生 (歳)

M・T
S・H

年

月

日生 (歳)

M・T
S・H

年

月

日生 (歳)

M・T
S・H

年

月

日生 (歳)

M・T
S・H

年

月

日生 (歳)

年

月

日生 (歳)

年

月

日生 (歳)

年

月

日生 (歳)

年

月

日生 (歳)

年

月

日生 (歳)

ひ「, 写真付き住民基本台帳カード」や「, 個人番号カード」に相当する。

様式第百五十七号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第百五十七号の改正規定は、同年六月一日から施行する。